

公益財団法人理想教育財団奨学生選考基準

1. 人 物 人物に優れて、品行方正なこと。
2. 学 力 勉学意欲があること。
3. 健 康 就学十分に耐えうると認められること。
4. 収 入 受給希望者の世帯人員の所得金額の合計が600万円未満であること。

(1)世帯人員の認定

同居・別居を問わず、本人と生計を同一にする者を世帯人員とする。

(2)所得金額等の定義

所 得 金 額(A) 収入金額から必要経費を控除した金額であり、(3)の収入の種類及び(4)によって算定した金額の合計額。

特 別 控 除 額(B) 本人や本人以外の就学者、及び世帯の特別な事情に関して所得金額から控除することを認められる金額。(別表1)

認定所得金額(C) 所得金額から特別控除額を差し引いた金額。

(3)所得金額の算定

(ア) 給与収入の場合

$\text{所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額}$
--

① 家計支持者が1人だけで給与収入者である場合

または、家計支持者が2人以上いて、いずれも給与収入者である場合で、
年間収入金額が高い方

収入金額	控除額
268 万円未満	収入金額と同額
268 万円以上 401 万円未満	収入金額×0.2 + 214 万円
401 万円以上 782 万円未満	収入金額×0.3 + 174 万円
782 万円以上	408 万円

② 家計支持者が2人以上いて、いずれも給与収入者である場合で、年間収入金額が低い方

収入金額	控除額
66 万円未満	収入金額と同額
66 万円以上 164 万円未満	65 万円
164 万円以上 181 万円未満	収入金額×0.4
181 万円以上 361 万円未満	収入金額×0.3 + 18 万円
361 万円以上 661 万円未満	収入金額×0.2 + 54 万円

(イ) 給与収入以外の収入の場合

$$\text{所得金額} = \text{所得証明書の所得金額} (\text{収入金額} - \text{必要経費})$$

||

市県民税の賦課の基礎となった金額

(4) 所得金額算定上の注意

- (ア) 所得金額は、2025年1月から2025年12月までの1年間の金額とする。ただし、2026年1月以降の就職・転職・失業等により収入状況に変動があった場合は、出願時点の収入状況に基づき算定する。
- (イ) 事業所得の専従者給与は必要経費に加算する。
- (ウ) 生計を一にする者の収入金額に1万円未満の端数が生じたときは切り捨て、控除額に1万円未満の端数が生じたときは四捨五入する。
- (エ) 生計を一にする者の所得を合わせて算定する。
- (オ) 収入金額から必要経費を控除した金額がマイナスとなる場合の所得金額は、0円とする。
- (カ) 1世帯から複数の応募者があるときは、2番目以降の応募者1人につき奨学金年額相当の66万円を所得に加算して算定する。

(5) 選考基準

所得金額(A)から特別控除額(B)を差し引いて認定所得金額(C)を算定し、下表の収入基準額(D)－認定所得金額(C)が高い者から順に、予算の範囲内で採用する。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
収入基準額(D)	103万円	165万円	190万円	206万円	221万円	234万円	246万円

※ 世帯人員が7人を超える場合は、その超える人数1人につき 11万円を加算する。

(別表1)特別控除額

両親がいない	所得金額に関わらず採用			
母子・父子家庭	99万円			
本人	39万円			
就学者 (本人を除く)	小学校 31万円			
	中学校 46万円			
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校	1～3年次	公立	39万円
			私立	88万円
		4・5年次・専攻科	公立	43万円
			私立	87万円
	大学	公立	74万円	121万円
		私立	133万円	180万円
	専修学校	高等課程	公立	39万円
			私立	88万円
		専門課程	公立	36万円
			私立	102万円
障がい者	障がいのある人1人につき 99万円			
長期療養者	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
家計を支えている人の 単身赴任等による別居	別居のため特別に支出している年間金額 (ただし71万円を限度とする)			
火災、風水害、 盗難等の被害	支出増又は収入減と認められる年間金額			

※就学者控除の特例

子供(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額(39万円)に50万円を加算した金額を乗じた額を更に控除できます。

【例】子供が3人の場合 → (39+50)万円×(3-2)人=89万円の控除を受けられる。

(別表2)収入判定の流れ

所得金額 A				特別控除額 B				認定 所得金額 C	収入 基準額 D		選考基準	
給与収入	・家計支持者が1人だけで給与収入者である場合 ・家計支持者が2以上人いて、いずれも給与収入者である場合 で、年間収入金額が高い方			両親がいない		所得金額に関わらず採用			所得金額 から特別控 除額を差し 引いた額(A －B)	世帯 人員(人)	収入基 準額(万円)	収入基準額 から認定 所得金額を 差し引いた 額(D－C) が高い者か ら順に予算 の範囲で採 用する
				母子・父子家庭		99万円						
				本人		39万円						
	就学者 (本人を除く)		小学校		31万円							
			中学校		46万円							
					自宅 通学	自宅外 通学						
			高等学校		公立	39万円	69万円					
					私立	88万円	118万円					
			高等 専門 学校		1～3年 次	公立	39万円	69万円				
						私立	88万円	118万円				
					4・5年次 ・専攻科	公立	43万円	72万円				
						私立	87万円	116万円				
			大学		公立	74万円	121万円					
	私立	133万円			180万円							
	専 修 学 校		高等課程	公立	39万円	69万円						
私立				88万円	118万円							
専門課程			公立	36万円	81万円							
			私立	102万円	147万円							
障がい者		障がいのある人1人につき 99万円										
長期療養者		療養のため経常的に特別な支出をして いる年間金額										
家計を支えて いる人の 単身赴任等 による別居		別居のため特別に支出している年間 金額(ただし71万円を限度とする)										
火災、風水害、 盗難等の被害		支出増又は収入減と認められる 年間金額										
給与収入 以外の収入	所得金額＝所得証明書の所得金額(収入金額-必要経費) Ⅱ 市県民税の賦課の基礎となった金額								以降1人 につき 11万円 を加算す る			

【例】父(給与収入374万8千円)、母(給与収入101万4千円)、本人(中学3年生)、小学生の4人世帯の場合

所得金額 A			特別控除額 B				認定 所得金額 C	収入 基準額 D	選考基準
○父の給与所得算定 ⇒収入金額:374万円(1万円未満切り捨て) ⇒控除額 :374万円×0.2+214万円÷289万円(1万円未満四捨五入) ⇒所得金額:374万円－289万円＝85万円 ○母の給与所得算定 ⇒収入金額:101万円(1万円未満切り捨て) ⇒控除額 :65万円 ⇒所得金額:101万円－65万円＝36万円 よって世帯の所得金額Aは、85万円+36万円＝ <u>121万円</u>			本人:39万円 小学生:31万円				121万円 －70万円	4人世帯 206万円	206万円 －51万円
			よって特別控除額Bは、39万円+31万円＝ <u>70万円</u>				＝51万円		＝155万円